

# 「怨恨歌」再論（中）

小野寺 静 子

## 序

「大伴坂上郎女怨恨歌一首 并短歌」は、八十四首におよぶ坂上郎女（以下、郎女と省略）の作品の中で、もっとも多く論じられてきた歌である。この稿は、かつて考察を試みた「怨恨歌」について、再び考察しようとしてなした『「怨恨歌」再論（上）』の続きである。『「怨恨歌」再論（上）』でわたくしは「大伴坂上郎女怨恨歌一首 并短歌」が、今までどのような捉え方をなされ、いかなる歌と考えられてきたかについて述べ、さらに、題詞の「怨恨歌」という表現がどのような文献に負ったものであるのかを考えるために、まず、古事記と日本書紀の表現を見てそれらとの関わりを考察した。この稿では漢文学との関係などを通して「怨恨歌」の表現のよってきたるところを考えていきたい。

前稿で述べたように、「怨恨歌」と漢詩との関係が「怨恨歌」論の大きな問題となってきた。今、漢詩の中で奈良時代以前に成立し、万葉時代の人々に愛読されたと考えられる『文選』（蕭統選 李善注

商務印書館による）『玉台新詠』（新釈漢文大系による）『芸文類聚』（宗刻本 缺卷用明本補による）、また、『樂府詩集』の中から「古辞」と考えられるものを取りだしている『古楽府』（東海大学古典叢書による）に焦点をあててみる。以上のものうち、漢詩の題に「怨詩」、「恨詩」などあるものをあげると次のごとくである。

一、玉台新詠 卷一 「怨詩一首并序」

文選 卷二十七 「怨歌行」

芸文類聚 樂府古詩 「怨歌行」（但し、扇部には「扇詩」とある）

斑婕妤

新裂斎紈素 鮮潔如霜雪

裁為合歡扇 团团似明月

出入君懷袖 動搖微風發

常恐秋節至 涼風奪炎熱

棄捐篋笥中 恩情中道絕

二、玉台新詠 卷二 「朝時篇 怨歌行」

樂府

昭昭朝時日 皎皎晨明月

十五入君門 一別終華髮

同心忽異離 曠如胡与越

胡越有會時 參辰遠且闊

形影無髣髴 音聲寂無達  
纖絃感促柱 觸之哀聲發

情思如循環 憂來不可遏

塗山有餘恨 詩人詠采葛

蜻蛉吟牀下 回風起幽蘭

春榮隨露落 芙蓉生木末

自傷命不遇 良辰永乖別

已爾可奈何 譬如紈素裂

孤雌翔故巢 星流光影絕

魂神馳万里 甘心要同穴

三、玉台新詠 卷七 「怨詩」

皇太子簡文

秋風与白团 本自不相安

新人及故愛 意氣豈能寬

黃金肘後鈴 白玉案前盤

誰堪空對此 還成無歲寒

四、芸文類聚 樂府古詩 「怨歌行」

曹植

為君既不易 為臣良独難

忠信事不顯 乃有見疑患

周且佐文武 金滕功不刊

推心輔王政 二叔反流言

待罪居東国 泣涕當留連

皇靈天動變 震雷風且寒

拔樹偃秋稼 天威不可干

素服開金滕 感悟求其端

公且事既頭 成王乃哀歎

吾欲竟此曲 此曲悲且長  
今日樂相樂 別後莫相忘

五、芸文類聚 樂府古詩 「怨歌行」

沈約

時屯寧易犯 俗險信難羣

攻壞元淑賦 頓挫敬通文

遽論班姬寵 夙寤賈生墳

短俗同如此 長歎欲何云

六、芸文類聚 樂府古詩 「怨詩」

傅玄

昔為春蚕緒 今為秋女衣

丹脣形素齒 翠采發娥眉

玉顏虧有時 秀色隨年衰

常恐新間旧 变故与細微

浮萍本無根 非水將何依

七、古樂府 「怨詩行」

天德悠且長 人命一何促

百年未幾時 奄若風吹燭

嘉賓難再遇 人命不可統

齊度遊四方 各繫太山錄

人間樂未央 忽然歸東嶽

當須盡中情 遊心恣所欲

八、文選 卷十六 「恨賦」(「目錄」には「恨賦一首」とある)

江文通

試望平原 蔓草縈骨

拱木斂魂 人生到此

天道寧論 於是僕本恨人

心驚不已 直念古者  
伏恨而死 至如秦帝按劍

諸侯西馳 削平天下

同文共規 華山為城

紫淵為池 雄凶既溢

……

春草暮兮秋風驚 秋風罷兮春草生

綺羅畢兮池館盡 琴瑟滅兮丘壟平

自古皆有死 莫不飲恨而吞聲

なお、一は『古詩源』、『古詩賞析』、『古文真宝』などにも「怨歌行」とあり、四は『古詩源』、『古詩賞析』などにも「怨歌行」とある。

また上記の文献の他に、『古詩源』（漢詩大系4による）、『古詩賞析』

（漢詩大観上による）中の次のものも、この部類にいれることができる。

九、「怨詩」

王昭君

秋木萋萋 其葉萎黃

有鳥処山 集于苞桑

養育毛羽 形容生光

既得升雲 上遊曲房

離宮絕曠 身体摧藏

志念抑沈 不得韻頡

雖得委食 心有徊徨

我独伊何 来往變常

翩翩之燕 遠集西光

高山峨峨 河水泱泱

父兮母兮 道里悠長

嗚呼哀哉 憂心惻傷

十、「怨詩行」

湯惠休

明日照高樓 含君千里光

巷中情思滿 斷絕孤妾腸

悲風盪帷帳 瑤翠坐自傷

妾心依天末 思与浮雲長

嘯歌視秋草 幽葉豈再揚

暮蘭不待歲 離華能幾芳

願作張女引 流悲繞君堂

君堂嚴且秘 絕調徒飛揚

十一、「古怨歌」

竇玄妻

熒熒白兔 東走西顧

衣不如新 人不如故

また、右のほかに詩題に「怨」「恨」のある漢詩を『文選』『玉台新詠』『芸文類聚』から拾いだしてみると、謝朓「和王主簿怨情」（文選）、玉台新詠―但し、「同王主簿怨情」―、江淹「休上人（怨別）」

（文選、玉台新詠）、邱達「敬酬柳僕射征怨」（玉台新詠）、柳惲「長門怨」（玉台新詠）、何遜「閨怨」（玉台新詠、芸文類聚―但し、「閨怨詩」―）、王僧儒「春怨」、「春閨有怨」、「何生姬人有怨」、「為人寵姬有怨」、「秋閨怨」（以上、玉台新詠）、費昶「長門怨」（玉台新詠、芸文類聚―但し、「長門怨詩」―）、皇太子簡文「倡婦怨情十二韻」（玉台新詠）、王綸「代秋婦閨怨」（玉台新詠、芸文類聚―但し、「閨怨詩」―）、王綸「代旧姬有怨」（玉台新詠、芸文類聚―但し、「代旧姬有怨詩」―）、鄧錮「和陰梁州雜怨」（玉台新詠）、吳孜「春閨怨」（玉台新詠）、王叔英妻劉氏「和婕妤怨」（玉台新詠、芸文類聚―但し、梁

徐俳妻劉氏「斑婕妤怨詩」一、王叔英妻劉氏「和昭君怨」（玉台新詠、芸文類聚一但し、「王昭君怨詩」一）、皇太子簡文「倡樓怨節一首六言」（玉台新詠、芸文類聚一但し、「倡樓怨節詩」一）、謝眺「玉階怨」（玉台新詠、芸文類聚一但し、「玉階怨詩」一）、何遜「閨怨」、「秋閨怨」（以上、玉台新詠）、范雲「登城怨詩」（芸文類聚）、孝綽「斑婕妤怨詩」（芸文類聚）、孔翁婦「奉和湘東王教婕妤一首」（玉台新詠、芸文類聚一但し、「斑婕妤怨詩」一）があるが、これらは全て自分自身の「怨」でなく、擬したものの、和したものである。また、『芸文類聚』の「閨情」部の紅惣「閨怨詩」、鄧鏗「閨怨詩」、陰鏗「南征閨怨詩」、「秋閨怨詩」、李爽「山家閨怨詩」、張正見「山家閨怨詩」、吳筠「閨怨詩」（二例）、王僧儒「為姪人怨詩」、孝儀「閨怨詩」、紅惣「賦得空閨怨詩」、「為姪人怨服散詩」は「閨怨」の意からいって、妻が夫と別れている怨を述べたものであろう。

以上、漢詩の題名は『文選』の「恨賦」を除いて「怨詩」「怨詩行」「怨歌行」「一怨」というように、すべて「怨」で表わされている。これは、きわめて徹底したことである。『文選』の「恨賦」は「賦」という文学形態によるものかもしれないが、さだかではない。漢詩中には「恨」の文字も用いられており、今、『玉台新詠』の詩の中から「怨」と「恨」を拾いだすなら、「怨」は二十六例、「恨」は二十八例で、両者に特別かたよりはみられない。「うらみ」の表現としては他に「悵悵」「煩惋」などがあるが、大部分が「怨」と「恨」であらわされている。にもかかわらず、詩題としてあらわれるのは「怨」であるという特徴がある。「恨」の例として著名な「長恨歌」があるが、郎女の時代をはるかに下る作である。「怨恨」という語自体は『佩文韻府』によれば「莫不怨恨」（国語・周語）、「諸儒者怨恨」（漢書楚元王伝）等があり、『大漢和辞典』にはもっと多くの例を挙げている。したがって、漢詩の詩題としてはみえないが「怨恨」という語自体は

当然のことながらある。

郎女の「怨恨歌」の題詞については、万葉集全体の題詞を考慮したうえで考察が必要になり、このことは後述するとして、漢詩の題名として定着している「怨詩」「怨歌行」「怨詩行」等の影響があるだろうことは考えられる。

## 二

漢詩と「怨恨歌」との関係を考える場合、「怨詩」「怨歌行」「怨詩行」等と題される詩の内容の検討ということも問題となる。右にあげたもののうち、友に向かって讒にあったことを訴える怨みの詩である四と、天地の悠久に比べ人命の短いのを嘆いた七、人は皆、恨みを心中に忍びもち死ぬことを詠ずる八は、当面の「怨恨歌」と性質を異にする。この四、七、八を除外して一〜十一をみると、

- 一、成帝の寵愛を後趙飛燕姉妹のために奪われた斑婕妤の怨みで、作者を斑婕妤と伝える
- 二、若くして結婚したが夫と別れた怨みで、作者は不明
- 三、新しい愛人のもとへ走った夫への怨み、皇太子簡文の擬作
- 五、斑婕妤の怨恨、沈約による擬作
- 六、夫に新しい愛人ができたために夫の愛を失う妻の怨み、傳玄による擬作

- 九、王昭君が帝に遇せられないことへの怨み、作者は王昭君
- 十、曹植の、漢末の乱の時、別離独居の婦人にかわって空閨を守る情を述べた詩に擬した
- 十一、竇玄は容貌がすぐれていたために天子がその妻を出し、かわりに天子の女を娶らせた、その竇玄の妻の怨み

一は斑婕妤の怨詩、九は王昭君の怨詩で、他は夫と別れた妻の怨み

の心をよんだもの、ないしは妻の心に代わって哀情をよんだり、それに擬したものである。斑婕好と王昭君の怨詩は著名で、陳皇后の怨みとともに後人による多くの擬詩、和詩がある。これによれば、怨詩は夫の愛を失った妻の怨みで、その怨情は、夫に向けられるという点で一致している。この点が漢詩における怨詩の一つの型であるといつてよいだろう（上記で検証してきた文献における限りではあるが）。この点についていえば、郎女の「怨恨歌」も同様といえ、郎女の「怨恨歌」は漢詩の怨詩に共通するテーマのもとに成り立っているといえる。

作者についてみるなら、女性自らが怨情を詠じているのは、一、二、九、十一のみである。しかし、一の斑婕好、九の王昭君は伝承性の強いもので、斑婕好はその实在さえ疑われており、作者は別人の可能性が高い。二は作者未詳でやはり、伝承性が高い。十一も二と同様であり、『古詩源』（漢詩大系4）の註には「時の人々がこれをあわれんで伝えたのである。」とある指摘の通りであろう。女性が自ら自分の抱いた怨恨の情を詩となすというのではなく、多くは他者がその身になって、怨みを文芸として作り上げるといふ点もまた怨詩の類型といえる。郎女の「怨恨歌」を大嬢の気持を代弁的に詠んだのではないかと指摘があったが、その指摘に従えば、怨情を抱くその人ではなく、他者が代わって怨恨の情を歌うという点では郎女の「怨恨歌」は漢詩の型に通じる。が、郎女によるわが子大嬢に代わって歌詠となればたぶん実用的なもので、漢詩の怨詩におけるような文芸性は稀薄である。

詠法をみるなら、一、二、三は女が自分を秋の扇に例え、秋の団扇のように無用のものとして捨てられたことを述べ、二、九では（雌）鳥になぞえ、古巢に一羽飛び舞う姿に孤独をたとえたり、広い離宮で自由に飛びまわることもできなくなったことから君寵を得ないことを

たとえている。十は枯れた秋草を見、わが身にたとえ悲しさを述べる。怨詩の殆どが必ずしもわが身を何かにとえる手法をとっているわけではないが、一つの特徴的な傾向であるとはいえる。郎女の「怨恨歌」はといえば、このような詠法をとってはいない。

漢詩で一つのテーマとして定着し、さかんに作られた怨詩と、郎女の「怨恨歌」と共通するところは、女が男にむける怨情という点で、他の点では漢詩の怨詩との繋がりを指摘することはできないと考えられる。

「怨恨歌」と斑婕好の「怨詩」との関係論じた東氏も、斑婕好の「怨詩」そのものとの関係ではなく、「六朝時代の貴族官人社会の文苑に恰好の題材として文字化され」、共有の文学的テーマとなった斑婕好の怨恨と郎女の「怨恨歌」が共響すると述べているのである。しかし、東氏が共響する表現として挙げている多くが、『漢書』の「自傷悼賦」であるのはどうであろうか。東氏は、「六朝の詩人文人たちが、相和した斑婕好の怨恨を、和歌でもって試みようとするところに存在したのではなからうか。」と述べているわけだが、「六朝の詩人文人たちが、相和した」<sup>⑥</sup>多くの漢詩を郎女が駆使して「怨恨歌」を作ったとは考えがたい。郎女の出自、教養からいって、郎女が漢文学に疎かたとはいえないだろうが、郎女が作品全体を通していえば、その作品形成に漢文学が影響を与えている点はそれほど多くはない。<sup>⑦</sup>「怨恨歌」の多くの詞句が万葉集の他巻の歌の詞句によっており、それを何らばからなかった郎女である。もし、斑婕好の怨詩が郎女の「怨恨歌」の作品形成に影響を与えたのだったとしたら、もっと直接的に斑婕好の怨詩の表現に依存した歌作りをしたであろう。

三

万葉集において、題詞、左注で「うらむ」はどのように表われ、郎女の「怨恨歌」は万葉集の中でどう位置づけることができるだろうか。万葉集の題詞、左注にみえる「うらむ」（怨、恨、望）は次の二十一例（二十二個所）ある。

一、……因檢日本紀曰……於是天皇伺皇后不<sub>レ</sub>在而娶八田皇女<sub>一</sub>納於宮中<sub>一</sub> 時皇后到難波濟<sub>一</sub> 聞天皇合八田皇女大恨之云々  
……  
(二・九〇左注)

二、……任念取火就跡歸去也 明後女郎既恥自媒之可<sub>レ</sub>愧復恨心契之弗<sub>レ</sub>果 因作斯歌以贈<sub>レ</sub>譎戲焉  
(二・一二六左注、石川女郎)

三、右一首類聚歌林曰 檜隈女王怨泣沢神社之歌也……  
(二・二〇二左注)

四、大伴坂上郎女郎怨恨歌一首并短歌 (四・六一九〜六二〇題詞)  
五、紀女郎怨恨歌三首 (四・六四三〜六四五題詞)

六、敬<sub>レ</sub>和為熊擬<sub>レ</sub>述<sub>レ</sub>其志<sub>レ</sub>歌<sub>六</sub>首并序  
……況乎凡愚微者何能逃避 但我老親並在<sub>レ</sub>菴室<sub>一</sub> 待<sub>レ</sub>我過<sub>レ</sub>日  
(五・八八六〜八九一序、憶良)

七、忌部首黒麻呂恨友除来<sub>レ</sub>歌一首 (六・一〇〇八題詞)

八、大伴家持恨<sub>レ</sub>霍公鳥晚暄<sub>レ</sub>歌<sub>二</sub>首 (八・一四八六〜一四八七題詞)

九、右伝云 時有<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>幸<sub>レ</sub>娘子<sub>一</sub>也 姓名未詳 寵薄之後還<sub>レ</sub>賜<sub>レ</sub>寄物<sub>一</sub> 俗云可多美  
於是娘子怨恨聊作<sub>レ</sub>斯歌<sub>一</sub>献上 (十六・三八〇九左注)

十、右伝云 昔有<sub>レ</sub>娘子<sub>一</sub>也 相<sub>レ</sub>別<sub>レ</sub>其夫<sub>一</sub>望<sub>レ</sub>恋<sub>レ</sub>経<sub>レ</sub>年 尔時夫君更取<sub>レ</sub>他妻<sub>一</sub>正身不<sub>レ</sub>来<sub>レ</sub>徒贈<sub>レ</sub>裏物<sub>一</sub> 因<sub>レ</sub>此娘子作<sub>レ</sub>此恨歌<sub>一</sub>還<sub>レ</sub>酬<sub>レ</sub>之<sub>一</sub>也  
(十六・三八一〇左注)

十一、……豈慮乎蘭蕙 隔<sub>レ</sub>蒨琴罇無<sub>レ</sub>用 空過<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>節<sub>一</sub>物色輕<sub>レ</sub>人乎 所<sub>レ</sub>怨<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>此不<sub>レ</sub>能<sub>レ</sub>默<sub>レ</sub>已<sub>一</sub> 俗語云以<sub>レ</sub>藤統<sub>レ</sub>錦聊擬<sub>レ</sub>談笑<sub>一</sub>耳  
(十七・三九六七〜三九六八前文、池主)

十二、七言晚春三日遊覽一首并序  
……既而也琴罇得<sub>レ</sub>性蘭契和<sub>レ</sub>光 嗟乎今日所<sub>レ</sub>恨<sub>レ</sub>德星已<sub>レ</sub>少<sub>レ</sub>歟 若不<sub>レ</sub>扣<sub>レ</sub>寂含<sub>レ</sub>章何以<sub>レ</sub>據<sub>レ</sub>逍遙之趣<sub>一</sub> 忽課<sub>レ</sub>短筆<sub>一</sub>聊勒<sub>レ</sub>四韻<sub>一</sub>云尔  
(十七・三九七二と三九七三の間、池主)

十三、立夏四月既経<sub>レ</sub>累日<sub>一</sub>而未<sub>レ</sub>聞<sub>レ</sub>霍公鳥暄<sub>一</sub>因作恨歌<sub>二</sub>首  
(十七・三九八三〜三九八四題詞、家持)

十四、忽見<sub>レ</sub>入<sub>レ</sub>京<sub>レ</sub>述<sub>レ</sub>懷<sub>レ</sub>之作<sub>一</sub>生別悲兮断腸万廻怨緒難<sub>レ</sub>禁<sub>レ</sub>聊奉<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>心<sub>一</sub>首并二絶  
(十七・四〇〇八〜四〇一〇題詞、池主)

十五、思<sub>レ</sub>放逸<sub>レ</sub>鷹<sub>レ</sub>夢見<sub>レ</sub>感悅<sub>レ</sub>作歌<sub>一</sub>首并短歌  
……放逸彼鷹獲得未<sub>レ</sub>幾矣哉 須臾覺寤有<sub>レ</sub>悅<sub>レ</sub>於<sub>レ</sub>懷<sub>一</sub>因作<sub>レ</sub>却<sub>レ</sub>恨<sub>レ</sub>之歌<sub>一</sub>式旌<sub>レ</sub>感信<sub>一</sub>  
(十七・四〇一一〜四〇一五左注、家持)

十六、怨<sub>レ</sub>鶯<sub>レ</sub>晚<sub>レ</sub>歌<sub>一</sub>一首 (十七・四〇三〇題詞、家持)

十七、更怨<sub>レ</sub>霍公鳥<sub>レ</sub>晚<sub>レ</sub>歌<sub>三</sub>首 (十九・四一九四〜四一九六題詞、家持)

十八、恨<sub>レ</sub>霍公鳥<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>暄<sub>レ</sub>歌<sub>一</sub>一首 (十九・四三〇三題詞、広縄)

十九、廿二日贈<sub>レ</sub>判官久米朝臣広縄<sub>一</sub>霍公鳥怨恨歌一首并短歌  
(十九・四二〇七〜四二〇八題詞、家持)

二十、独見<sub>レ</sub>江水浮漂<sub>レ</sub>冀<sub>レ</sub>怨<sub>レ</sub>恨<sub>レ</sub>貝玉不<sub>レ</sub>依<sub>レ</sub>作歌<sub>一</sub>一首  
(二十・四三九六題詞、家持)

二十一、右一首藤原宿奈麻呂朝臣之妻石川女郎薄愛離別悲恨作歌也  
(二十・四四九一左注)

このうち、一は日本書紀、三は類聚歌林よりの引用である。万葉集に焦点をあてる意味で今これら二例を除外してみる。二は心からの願

いが叶わなかったことへの恨み、六は態凝が死んだら、帰りを待つ父母が心を痛め恨むだろうこと、七は友がおそく来るのを恨む、八、十三、十六、十七、十八、十九は霍公鳥、ないしは鶯の鳴くのがおそいことを恨む、十一、十二、十四は家持と池主との間で病や別れによって交遊のないことを恨む、十五は鷹が放逸したことに対する家持の恨み、二十は貝玉が浜に寄らないことへの恨みである。とすると、万葉集の題詞や左註にみえる「怨」「恨」の多くが、漢詩の詩題にみえたそれとは異なるものであることがわかる。こうした用法はむしろ古事記や日本書紀に通じるものである。残る四、五、九、十、二十一の五例が漢詩の怨詩と性格を同じくする。特に、九の寵愛が薄れてのち、寄物を送り返してきたことに対する娘の怨恨、十の夫と別れうらみ過ぎしていたが、夫が他の妻を取り贈物だけよこしたことに對する恨み、二十一の藤原宿奈麻呂の妻石川女郎が、愛が薄れ離別されての恨みは、漢詩の怨詩に見えた、男の愛が薄れた女の怨恨という型に類する。しかし、これら三例はいずれも左注のもので、それぞれが文章を形成しており、漢詩の題とは異なる。漢文学における、怨詩のいわれを記した、例えば、『玉台新詠』の班婕妤の「怨詩」の序、「昔漢成帝班婕妤好、失寵、供養於長信宮、乃作賦自傷」に類するものである。その点では、これらは漢詩の怨詩の型に類するものの、詩題に共通性をもつ郎女の「怨恨歌」のあり様とは異なる。

四の題詞は郎女が記したとも、家持が記したともいえ、五は紀女郎によるとも、家持によるともいえるこの万葉集の題詞の形成は、どのように考えていくべきなのであろうか。

創作意識を強く抱いて作られたであろう、郎女の長歌の題詞は郎女自身によったものであろうか、それとも、巻四の編纂に関わった大伴家持の手になるものであろうか。

そのことを考えるために、郎女の長歌の題詞と左注についてみてい

きたい。郎女の長歌の題詞と左注は次の如くである。

- ①、大伴坂上郎女<sub>レ</sub>祭神歌一首 并短歌 (三・三七九〜三八〇)  
右歌者 以<sub>二</sub>天平五年十一月<sub>一</sub> 供<sub>二</sub>祭大伴氏神<sub>一</sub>之時 聊作<sub>二</sub>此歌<sub>一</sub>  
故曰<sub>二</sub>祭神歌<sub>一</sub>
- ②、七年乙亥大伴坂上郎女悲<sub>二</sub>嘆尼理願死去<sub>一</sub> 作歌一首 并短歌 (三・四六〇〜四六一)  
右新羅国尼名曰<sub>二</sub>理願<sub>一</sub>也 遠感<sub>二</sub>王德<sub>一</sub> 婦<sub>二</sub>化聖朝<sub>一</sub> 於<sub>二</sub>時寄<sub>一</sub>住大納言大將軍大伴卿家<sub>一</sub> 既<sub>二</sub>逕<sub>一</sub>數紀<sub>一</sub> 焉 惟以<sub>二</sub>天平七年乙亥<sub>一</sub> 忽<sub>二</sub>沈<sub>一</sub>運病<sub>一</sub> 既<sub>二</sub>趣<sub>一</sub>泉界<sub>一</sub> …… 仍作<sub>二</sub>此歌<sub>一</sub> 贈<sub>二</sub>入温泉<sub>一</sub>
- ③、大伴坂上郎女怨恨歌一首 并短歌 (四・六一九〜六二〇)
- ④、大伴坂上郎女從<sub>二</sub>跡見庄<sub>一</sub> 贈<sub>二</sub>留<sub>一</sub>宅女子大嬢<sub>一</sub> 歌一首 并短歌 (四・七二三〜七二四)  
右歌報<sub>二</sub>贈大嬢進歌<sub>一</sub>也
- ⑤、冬十一月大伴坂上郎女發<sub>二</sub>帥家<sub>一</sub> 上<sub>二</sub>道超<sub>一</sub> 筑前国宗形郡名々兒山<sub>一</sub> 之時作歌一首 (六・九六三)
- ⑥、從<sub>二</sub>京師<sub>一</sub> 來贈歌一首 并短歌 (二十・四二二〇〜四二二一)  
右二首大伴氏坂上郎女賜<sub>二</sub>女子大嬢<sub>一</sub>也
- ①―⑤の題詞では、まず、時(但し、②⑤のみ)と作者を明記するが、作者の表記は「大伴坂上郎女」であり、①―⑥の題詩は「歌一首」で結んであるが、反歌のあるものは「并短歌」と記して終わるといった、きわめて、整然とした書式であることが注目される。この整然とした部分は郎女自身がきわめて意識的に行ったか、あるいは、同一人物によって意識的に整理された書式であるとの印象を与える。①―⑥の作歌期間が長期にわたり、また、これらの多くは郎女から他に贈られた歌であり、郎女の手を離れたものであることから考えて、後

者の可能性が高いというべきであろう。

卷三雑歌の大半（二三五―三七八）と挽歌の前半（四一五―四五九）、卷四の五七七番歌までは卷三、四の編纂上、第二次までに成立したもので、これらの歌以降は第三次ともいべき現卷三、四を構築した結果のもので卷三、四編纂の最終段階のものとの考えがある。これによれば、①、②、③、④は卷三、四編纂の最終段階のものということになるが、この最終段階の編者として大伴家持が最有力視されている。この最終段階の編者である家持が、題詩や左注の形式にどれほど関わったかは明らかにしがたいが、郎女の①、②、③、④の左注は家持が何らかの記録によって記したとしても、これらの題詞全文を家持がなしたものとはいえないだろう。①についてみると、題詞で「祭神歌」といって、左注で「……此歌」までは祭神とはいっ行われ、どのようなものを注しているものであり、このような左注のあり方は集中、一般的なものである。左注の最後、「故曰祭神歌」は題詞で「祭神歌」と命名されている、その命名そのものに注したものである。三七九―三八〇番歌が「祭神歌」であるといって、何故これが「祭神歌」という名をもつのか、そのことを注したもので、集中、左注で題詞の事情をさらに詳しく、あるいは、補足的に述べることはあっても、その歌の題名のいわくそのものに注を加えている例は見あたらないといつてよい。家持の作品に限ってみても（七十七群―同一の題詞、あるいは同一の左注を共有するものを一群とみて）、このような題詞と左注の関係にあるものはない。これは、編纂にあたって三七九―三八〇番歌がもとと有していた「祭神歌」という題詞を尊重して、その所以を書き留めようとして記されたために生じた左注であろう。この題詞の「祭神歌」の部分こそは、郎女自身が自分で記したところであろう。

②の題詞も郎女自身によると考えてよいだろう。梶川信行氏が、「郎

女が命婦に贈った歌稿には、悲嘆尼理願死去作歌という程度の題詞が付されていたに過ぎなかつたろうと思う。」と述べているように、②の場合も題詞の始めと終わりを除く部分は郎女による記述と考えられる。以下、③、⑤の場合も同様で、⑥は「從京師贈歌」とあったのであろう。郎女の長歌には、その歌の性格を示す簡単な題詞がついていたのであり、六一九―六二〇番歌には、さいて、「怨恨歌」と郎女自身による記述があったと考えてよいであろう。この題詩の命名こそが「怨恨歌」における漢文学体験なのであろう。

しかしながら、漢詩の題名としては「怨恨」の例はなかった。郎女が漢詩の題名にはみえない「怨恨」の表現を用いたのは、清水明美氏が「坂上郎女の一つの創意のあらわれ」と述べるように、郎女の創意ともいえようし、また、『文選』にただ一例あった「恨賦」の影響があるかもしれない。「恨賦」のすぐあとの、同じ江文通による「別賦」は旅人への影響がみえるし、「恨賦」は「皆飲恨而死也」（李善注）を詠じたものであるが、王昭君のことも詠じているところから、その可能性もあるだろう。あるいはまた、万葉集卷十六の「右伝云 時有所幸娘子也姓名未詳寵薄之後還賜奇物俗云可多美於是娘子怨恨聊作斯歌献上」（十六・三八〇九左注）の「怨恨」から得ている可能性はありはしないだろうか。

卷十六の編者として、真淵が万葉考別記で「この家持卿の集のうちによあらん」と家持をあげて以来、家持が推定されることが多く、特に武智雅一氏は漠然と主張されてきた家持説を初めて実証的に論じた。中西進氏も家持の関わりを指摘し、伊藤博氏も家持を中心とする人々とし、卷十六の編者として家持を比定されることは根強くある。もっとも、家持編纂を主張する場合でも、其の全てが家持によるというのではなく、例えば中西進氏は第二部B群（三八三五―三八四七）と第三部北九州、北陸の民謡は家持が可能としたところ、伊藤博氏は



「第一段階の卷十六を集成した人」がそうだと知っているのである。しかし、一方では家持を決定的に否定はしないものの家持編纂を疑問視するもの、また、家持編纂にかなり懐疑的であるものもある。真淵が万葉解通釈並積例に「恐らくは憶良大夫の撰か」と述べているのは、万葉考別記の家持説と同様さしたる論拠もないが、卷十六の一部の編纂に憶良が関わっていたとみることはできないだろうか。わたくしは、かつて卷十六第一部といわれる三八一五番歌までの形成は養老五年正月二十三日、退朝後東宮に侍することを命じられた佐為王、伊部王、紀朝臣男人、日下部宿禰老、山田史三方、山上臣憶良等東宮侍講の人々の手によるのではないだろうかと推定したことがあったが、近藤健史氏の論にも「東宮侍講の一員であった憶良と卷十六との係わりを暗示するものであらう。」との指摘がある。郎女の「七年乙亥大伴坂上郎女悲嘆尼理願死去作歌一首 并短歌」は憶良の「日本挽歌一首」と用語、特に講成が類似し、郎女は「日本挽歌」を手本に「理願」挽歌を成したとみえる。郎女は自分より少しまえの、旅人と交流のあった憶良から影響を受けることがあり、この「怨恨」という表記も卷十六の資料となった卷十六第一部の由縁の用語によっているのではなからうか。

## 結

郎女の「怨恨歌」は、漢詩の怨詩の詠法や歌い手などに違いがあるが、漢詩の怨詩がもつ類型―別れた男にたいする女の恨み―を詠ずるという点では一致する。しかし、郎女の「怨恨歌」が果たしてそのとおりの内実をもつか問題であり、その検討は次稿でおこなうとして、今は次のことを確認しておきたい。郎女は漢詩の「怨詩」「怨歌行」「怨詩行」という題を持つ、いわゆる怨詩がどういふ内容のものかは

知っていたであらう。しかし、郎女は漢詩の怨詩の詠法を採り入れるということとはしなかった。郎女がそこから採り入れたのは、詩題である。ここに郎女の「怨恨歌」が誕生したのである。郎女流の「怨恨歌」は漢詩にはよらない別の方法によって形成した。漢詩から得た題詞とは別のものによる長歌、この二つを繋ぐものが題詞の卷十六第一部との関わりではないだろうか。

注① 「怨恨の歌―大伴坂上郎女の志向する世界―」『万葉』第七九号 昭四七年五月

② 「怨恨歌」再論（上）『佐藤忠彦先生追悼論文集』（仮題）平成元年三月（予定）

③ 清水明美氏は「坂上郎女の怨恨歌―詠作の方法と位置付け―」（『語文』第六十九輯 昭六二年十二月）で、『先秦漢魏晉南北朝詩上・中・下』を中心にして七〇〇年以前の中国韻文学作品の中で、「怨」「恨」の字をその題名に持つものを一覧表にしている。

④ この詩は『玉台新詠』と『古詩源』の冒頭に「皎皎明月光 灼灼朝日輝」とあり、「明月篇」とある。

⑤ 『芸文類聚』には他に遊覧部「秋晨羈怨望海思婦詩」、別部「梁江淹臨秋怨別詩」の例がある。

⑥ 「『怨恨論』歌（承前）」『長崎県立国際経済大学論集』一八一―三 昭六〇年三月

⑦ 六・九九三は漢詩の「蛾（娥）眉」（文選鮑明遠）、四・五二五は「七夕の織女牽牛二星の年に一度の会合を下に含む」（以上、小島憲之氏『上代日本文学と中国文学中』昭三十九年三月による）。東氏は四・六五二は『遊仙窟』の「下和の壁」の故事をふまえたものとしている（「大伴坂上郎女論―歌発想の一基盤―」『文学・語学』第八十八号 昭五五年八月）。

⑧ 十の「望」は『日本古典文学全集 万葉集四』のよみ「うらむ」による。

- ⑨ 『新潮日本古典集成 万葉集一』伊藤 博氏解説
- ⑩ 「大伴坂上郎女の『悲嘆尼理願死去』の論―『挽歌』の位相―」『語文』第五十八輯 昭五八年六月
- ⑪ 注③の論文に同じ
- ⑫ 小島憲之氏 注⑦に同じ
- ⑬ 「万葉集卷十六成立考」『国語国文』第二卷第十号 昭七年十月
- ⑭ 「愚の世界」『国語国文』三九三号 昭四二年五月
- ⑮ 「由縁有る雑歌」『万葉集の構造と成立下』昭四九年十一月
- ⑯ 大館義一氏「卷十六論」『万葉集講座』第六卷（春陽堂）昭八年七月、徳田浄氏『万葉集成立攷』昭四二年二月、後藤利雄氏『万葉集成立論』昭四二年五月
- ⑰ 拙稿「万葉集卷十六論」『国語国文研究』第五十七号 昭五二年十二月
- ⑱ 「天平万葉史の一問題―新様式の発生とその基盤―」『盛岡大学紀要』第七号 一九八七年三月
- ⑲ 「理願挽歌論」犬養 廉氏編『古典和歌論叢』昭六三年四月